

監査委員告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、平成 29 年度財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

平成 30 年 2 月 5 日

上田市監査委員 小池 俊一
同 深井 武文

平成 2 9 年度財政援助団体等監査結果

上田市監査委員

1 監査の目的

平成28年度に指定管理者制度に関する制度運用の担当課である行政改革推進室（現：行政管理課）を対象に実施した「指定管理者による公の施設の管理について」の監査結果を踏まえ、施設の所管課及び指定管理者において関係条例等に基づいて管理事務の執行が適正で合理的かつ効果的に処理されているかについて監査を実施しました。

2 監査の対象

対象施設	指定管理者	施設の所管課
上田市塩田の館	西塩田地区 営農活性化推進組合	商工観光部 観光課
上田市丸子物産館 （愛称「花風里」）	社会福祉法人 まるこ福祉会	丸子地域自治センター 産業観光課
上田市鹿教湯温泉センター （愛称「文殊の湯」）	鹿教湯温泉旅館協同組合	
上田市別所温泉森林公園	信州上小森林組合	農林部 森林整備課

3 監査の着眼点

対象とした指定管理施設の運営に関し、次の着眼点から監査を実施しました。

- (1) 関係法令等及び協定に基づき適切に管理されているか
- (2) 指定管理者業務に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 利用者サービスの向上や運営の効率化に努めているか

4 監査の範囲

平成27年度、平成28年度の施設管理業務に係わる出納その他の事務

5 監査の方法

監査の対象とした4施設について、指定管理者の指定に関する調書、現協定期間における基本協定書及び平成27年度、平成28年度の年度協定書から業務報告書に至る一連の書類の提出を求め、その内容を監査しました。

6 監査の期間

平成29年10月1日から平成30年1月29日まで

7 監査の結果

監査の着眼点に応じた結果の概要は、それぞれ次のとおりです。

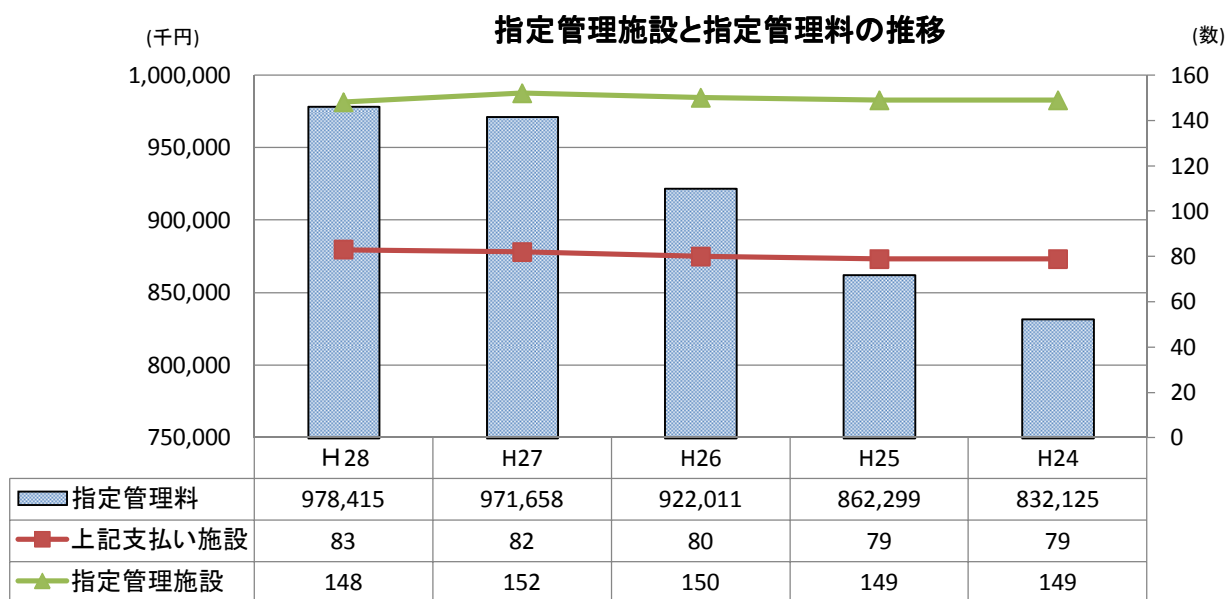
＊【是正、改善を求めるもの】 11件

法令等又はこれに基づく制度の運用に係る規定に対して、明らかに適正を欠く内容が認められ、関係する事務等の是正、改善及び再発防止を求める事項。

＊【留意、検討を求めるもの】 1件

是正、改善を指摘するには至らないが、法令等の規定趣旨や現状における疑義に対し、執行権者自ら留意と検討を行うことにより、今後事務等の適正を図る余地が認められる事項。なお、個別事項については、「10 個別指摘事項」に掲げます。

8 指定管理施設数と指定管理料の概要



上田市の指定管理施設数と指定管理料の概要は上記表のとおりです。

平成28年度末における上田市の指定管理施設数は148施設であり、その内、指定管理料が支出されている施設は83施設です。指定管理料の過去5年間の推移は以下の表のとおりです。

5年間で指定管理施設は1施設減少し(0.7%減)、指定管理料支払い施設は4施設増加(5.1%増)、指定管理料は146,290千円増加(17.6%増)しました。

9 監査意見

監査結果を踏まえ、次のとおり意見といたします。

◆ 指定管理者制度運用における内部統制機能の充実

本制度が効果的・効率的に運用されるために、更なる内部統制機能の充実が必要と考え、制度運用担当課である行政管理課において次の2点について検討を求めます。

- 施設所管課と指定管理者の基本協定に加え、年度協定締結の際に、人件費、事業費、特に一般管理費などが適正に指定管理料に反映されているかを行政管理課で確認するためのチェック体制の整備が必要と考えます。
- 施設所管課が、指定管理者制度を理解し、指定管理者に対し基本協定書や業務管理仕様書に基づく適正な指導、助言、評価が行えるよう、運用基準やモニタリング評価の充実、また、その周知方法についてマニュアルの整備等の検討が必要と考えます。

(行政管理課)

10 個別指摘事項

(1) 上田市塩田の館

指定管理施設の概要	
指定管理者	西塩田地区営農活性化推進組合
設置目的	観光事業及び地場産業の振興を図ることを目的に設置
所在地	上田市前山554番地12
開館時間	午前9時から午後5時
休館日	12月29日から翌年1月3日
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)
指定実績	平成23年4月1日から実施(6年経過)
料金制導入区分	無料施設
業務内容	①施設、設備等の維持管理に関する業務(建物等安全管理業務等) ②施設の運営に関する業務(広告宣伝に関する業務等) ③指定管理者に付帯する業務(市への提出書類作成等) ④自主事業
自主事業	写真展、食堂(そば販売)、売店

●指定管理業務に関する収支の状況(事業報告書より)

(単位:円)

区分	H27			H28			
	予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額	
項 目 入	指定管理料	4,610,000	4,610,000	0	4,610,000	4,610,000	0
	その他(貯金利息等)	0	257	△ 257	130	143	△ 13
収入合計 (A)		4,610,000	4,610,257	△ 257	4,610,130	4,610,143	△ 13
支 出 項 目	人件費	2,243,000	2,250,580	△ 7,580	2,300,000	2,241,600	58,400
	物件費等	2,199,000	1,930,611	268,389	2,100,000	2,086,549	13,451
	修繕費	168,000	428,936	△ 260,936	210,000	281,934	△ 71,934
支出合計 (B)		4,610,000	4,610,127	△ 127	4,610,000	4,610,083	△ 83
収支 (A-B)		0	130	△ 130	130	60	70

■商工観光部：観光課（西塩田地区営農活性化推進組合）

【是正・改善を求める事項】

① 指定管理業務に要する経費は、他の会計と独立した会計を設けることが基本協定書で定められていますが、事業報告書における収支決算書を確認したところ、水道光熱費において、指定管理者である西塩田地区営農活性化推進組合全体の経理と一体的に処理されていました。

収支の状況は、施設の経営状況や適切な指定管理料であるか等を判断するために正確でなければなりません。収支決算報告書のチェック方法、指定管理料の算出方法について適正に行われるよう改善を求めます。

② 基本協定書で義務付けられている「施設賠償責任保険」の加入手続きが行われていませんでした。適正な事務処理に努めてください。

- ③ 市に帰属する備品に備品シール等がなく、指定管理者に帰属する備品と明確な区別ができない状況であり、指定管理者が報告した市の備品と備品台帳において相違がありました。財務規則に従い、適正な事務処理に努めてください。

(H28年度末 備品台帳掲載備品：65点、指定管理者報告備品：107点)

【留意・検討を求める事項】

- ① 「上田市塩田の館条例」では、設置目的を第1条で「観光事業及び地場産業の振興を図るため」と定めていますが、第4条で指定管理者が行う業務は「施設、設備等の維持管理」としており、設置目的を効果的に達成するための具体的業務が規定されていません。

指定管理者が行う業務について、設置目的が効果的に達成できる業務となるよう検討することを求めます。

(2) 上田市丸子物産館（愛称：花風里）

指定管理施設の概要	
指定管理者	社会福祉法人 まるこ福祉会
設置目的	地域の特性を生かし、観光及び地場産業の振興と地域間交流の促進に寄与することを目的に設置
所在地	上田市生田2151番地1
開館時間	午前10時から午後5時
休館日	①毎週月曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日 ③②に掲げる日が月曜日に当たるときは、その翌日 ④12月29日から翌年1月3日まで
指定期間	平成26年4月1日～平成36年3月31日(10年間)
指定実績	平成23年4月1日から実施(6年経過)
料金制導入区分	無料施設
業務内容	①施設、設備等の維持管理に関する業務(建物等安全管理業務等) ②施設の運営に関する業務(市の特産品等の販売に関する業務等) ③指定管理者に付帯する業務(市への提出書類作成等) ④自主事業
自主事業	宅老所利用者ランチ会等

● 指定管理業務に関する収支の状況(事業報告書より)

(単位:千円)

区分	H27			H28			
	予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額	
収入項目	指定管理料	3,600	3,600	0	3,600	3,600	0
	事業収入	7,469	5,796	1,673	7,469	6,941	528
	物産販売	700	85	615	700	85	615
	喫茶	4,000	3,661	339	4,000	4,233	△ 233
	クッキー販売	2,769	2,050	719	2,769	2,623	146
	その他(指定管理者負担)	0	0	0	0	1,630	△ 1,630
収入合計(A)		11,069	9,396	1,673	11,069	12,171	△ 1,102
支出項目	人件費	7,113	4,548	2,565	7,113	6,790	323
	物件費等	3,856	4,721	△ 865	3,856	5,381	△ 1,525
	修繕費	100	127	△ 27	100	0	100
支出合計(B)		11,069	9,396	1,673	11,069	12,171	△ 1,102
収支(A-B)		0	0	0	0	0	0

■丸子地域自治センター：産業観光課（社会福祉法人 まるこ福祉会）

【是正・改善を求める事項】

① 事業報告として指定管理者から提出される収支決算報告書において、社会福祉法人まるこ福祉会本体からの収入が計上されているなどの調整が行われ、平成27年度、平成28年度ともに収支が一致していました。

収支の状況は、施設の経営状況や適切な指定管理料であるか等を判断するために正確でなければなりません。収支決算報告書のチェック方法、指定管理料の算出方法について適正に行われるよう改善を求めます。

② 当施設の料金制度導入区分は「無料施設」という位置付けであります。実際は指定管理業務において収益が生じています。その収益は、慣例的に指定管理者の収入として計上されていますが、基本協定書や管理業務仕様書等に指定管理業務における収益の取扱いについての規定がありません。収益の帰属を明らかにし、適正な事務処理を行ってください。

③ 基本協定書、管理業務仕様書に定めている下記の事項について、適正に処理されていませんでした。適正な事務処理に努めてください。

- ・ 修繕料について、実績が下回った場合はその差額を返納することを規定していますが、実施されていませんでした。（H28: 予算100千円→実績0円）
- ・ 「施設賠償責任保険」について、市を追加被保険者とすることを規定していますが、そのような保険契約がされていませんでした。

(3) 上田市鹿教湯温泉センター（愛称：文殊の湯）

指定管理施設の概要	
指定管理者	鹿教湯温泉旅館協同組合
設置目的	地域住民の健康の増進及び福祉の向上並びに世代間及び地域間の交流に寄与することを目的に設置
所在地	上田市鹿教湯温泉1369番地1
開館時間	午前9時から午後9時
休館日	無休
指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)
指定実績	平成18年3月6日から実施(11年経過)
料金制導入区分	利用料金
業務内容	①施設、設備等の維持管理に関する業務(建物等安全管理業務等) ②施設の運営に関する業務(施設の利用許可、利用料金等に関する業務等) ③指定管理者に付帯する業務(市への提出書類作成等) ④自主事業
自主事業	なし

●指定管理業務に関する収支の状況(事業報告書より)

(単位:円)

区分		H27			H28		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
項 目 入	指定管理料	0	0	0	1,869,000	1,869,000	0
	その他(入浴料等)	5,454,000	5,517,862	△ 63,862	5,250,000	5,309,212	△ 59,212
収入合計 (A)		5,454,000	5,517,862	△ 63,862	7,119,000	7,178,212	△ 59,212
支 出 項 目	人件費	3,500,000	3,144,460	355,540	3,522,000	3,666,285	△ 144,285
	物件費等	3,113,000	3,078,231	34,769	3,423,000	3,303,681	119,319
	修繕費	200,000	70,340	129,660	174,000	127,625	46,375
支出合計 (B)		6,813,000	6,293,031	519,969	7,119,000	7,097,591	21,409
収支 (A-B)		△ 1,359,000	△ 775,169	△ 583,831	0	80,621	△ 80,621

■丸子地域自治センター：産業観光課（鹿教湯温泉旅館協同組合）

【是正・改善を求める事項】

- ① 基本協定書、管理業務仕様書に定めている下記の事項について、適正に処理されていませんでした。適正な事務処理に努めてください。
 - ・ 備品の取得、処分について、予め指定管理者と所管課において協議が行われておらず、備品台帳と相違がありました。
(処分:扇風機2台、血圧計1台、マッサージ機1台 取得:扇風機2台、コインロッカー2台)
 - ・ 修繕料について、実績が下回った場合はその差額を返納することを規定していますが、実施されていませんでした。(H28:予算200千円→実績128千円)
 - ・ 「施設賠償責任保険」について、市を追加被保険者とすることを規定していますが、そのような保険契約がされていませんでした。
 - ・ 事業報告書について、内容が事業計画のままであり、管理業務の実施状況やサービス向上の取組み等について実態の把握ができませんでした。
- ② 市に帰属する備品に備品シール等がなく、指定管理者に帰属する備品と明確な区別ができない備品がありました。財務規則に従い、適正な事務に努めてください。
(コインロッカー、扇風機等)

(4) 上田市別所温泉森林公園

指定管理施設の概要	
指定管理者	信州上小森林組合
設置目的	自然環境のすぐれた森林を保護するとともに、その利用増進を図り、もって市民の保健、休養及び林業関係者の研修の場に資することを目的に設置
所在地	上田市別所温泉1179番地11
利用期間	4月1日から11月30日
利用時間	午前9時から午後5時、宿泊の場合は翌日午前9時まで
休日	火曜日
指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)
指定実績	平成18年3月6日から実施(11年経過)
料金制導入区分	使用料(収納委託)
業務内容	①施設、設備等の維持管理に関する業務(建物等安全管理業務等) ②施設の運営に関する業務(施設の利用許可、使用料の収納委託に関する業務等) ③指定管理者に付帯する業務(市への提出書類作成等) ④自主事業
自主事業	なし

●指定管理業務に関する収支の状況(事業報告書より)

(単位:千円)

区分	H27			H28		
	予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
項 目 入						
指定管理料	5,541	5,541	0	5,528	5,528	0
収入合計(A)	5,541	5,541	0	5,528	5,528	0
支 出 項 目						
人件費	3,518	3,631	△ 113	3,631	3,573	58
物件費等	1,438	1,185	253	1,250	1,318	△ 68
修繕費	585	725	△ 140	647	638	9
支出合計(B)	5,541	5,541	0	5,528	5,529	△ 1
収支(A-B)	0	0	0	0	△ 1	1

■農林部：森林整備課（信州上小森林組合）

【是正・改善を求める事項】

- ① 事業報告として指定管理者から提出される収支決算報告書において、信州上小森林組合本体の会計と調整が行われており、毎年収支がほぼ一致する報告となっていました。
収支の状況は、施設の経営状況や適切な指定管理料であるか等を判断するために正確でなければなりません。収支決算報告書のチェック方法、指定管理料の算出方法について適正に行われるよう改善を求めます。
- ② 「樹木剪定作業代」が修繕費として支出されていますが、正しくは役務費手数料です。修繕費は精算対象経費のため、適正な科目で支出してください。
- ③ 基本協定書、管理業務仕様書に定めている下記の事項について、適正に処理されていませんでした。適正な事務処理に努めてください。
 - ・「施設賠償責任保険」について、市を追加被保険者とすることを規定していますが、そのような保険契約がされていませんでした。